

2013年 4月28日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳)

2013年 3月

Contents

税務法規

1. 増値税改革の試行における非居住者企業の企業所得税納付の関連問題に関する公告(国家税務総局公告「2013」9号)
2. 「国務院による第六回目の行政審査を必要とする項目の取消しと調整に関する決定」の実施に関する通達(税総発「2013」9号)
3. ネット發票管理弁法(国家税務総局令「2013」30号)
4. 『国家税務総局の納税者権利保護業務の強化に関する通達』(税総発「2013」15号)
5. その他の通達

商務法規

1. 2013年の外商投資企業に対する合同年度調査の開始に関する通知(商資函「2013」84号)
国家工商総局で登記された企業に対する年度調査に関する公告
2. その他の通達

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2013年3月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2013年 3月 1日 第2013008号
- ▶ 2013年 3月 8日 第2013009号
- ▶ 2013年 3月 15日 第2013010号
- ▶ 2013年 3月 22日 第2013011号

Japan Business Servicesグループで、2013年3月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 増値税改革の試行における非居住者企業の企業所得税納付の関連問題に関する公告(国家税務総局公告「2013」9号)

概要

2013年2月19日に国家税務総局は、増値税改革試行における非居住者企業の企業所得税納付の関連問題を明確にするため、国家税務総局公告「2013」9号を公布した。

国家税務総局公告「2013」9号の規定によると、増値税改革試行における非居住者企業が中国国内において、会社組織や事業場所を設置していない場合、或いは会社組織や事業場所を設置しているが、所得がその設置している会社組織や事業場所と実質的な関係がない場合、その中国国内を源泉とする所得について企業所得税を計算し納付する際は、増値税を含まない総収入額を課税所得としなければならない。

所見

増値税改革の試行における非居住者企業が取得した受動的所得の企業所得税の計算

受動的所得の企業所得税処理については、企業所得税実施条例第103条により、非居住者企業に代わって納付すべき企業所得税の源泉徴収を実施する際に、総収入額、即ち非居住者企業が支払者から取得する全ての代金及びそのほかの費用に基づき、課税所得を計算しなければならないと規定されている。

上記の規定に鑑みて、増値税改革の試行が開始されて以来、各地方税務機関は非居住者企業が支払者から取得する総収入は、まず増値税を含まない金額に換算してから企業所得税を計算すべきか否かについて意見が分かれていた。今回、国家税務総局公告「2013」9号の公布により、増値税を除いた金額を源泉所得税の課税標準とすることが明確にされた。

計算方法

納税額=総収入額/(1+増値税の適用税率)×企業所得税率

企業所得税実施条例により、非居住者企業が取得した受動的所得の企業所得税税率が20%から10%に引き下げられた。

国家税務総局公告「2013」9号は遡及効力がない、言い換えれば、既に決済済みの取引には適用しない。しかしながら、何らかの進行中の未決済の取引がある場合には、国家税務総局公告「2013」9号が適用されるか否かについて、税務機関と協議することをお勧めする。

2. 「国務院による第六回目の行政審査を必要とする項目の取消しと調整に関する決定」の実施に関する通達 (税総発「2013」9号)

概要

国務院は、国発「2012」52号文(以下、「52号通達」)として、第六回目の行政審査の取消し及び調整を要する項目を公表し、その項目は計314項目に渡った。52号通達が要求する内容の遵守を強化するために、国家税務総局は2013年2月4日に税総発「2013」9号文(以下「9号通達」)を発行した。

52号通達に基づき、9号通達の中では以下の8番目までの行政審査手続を取消し、1項目の行政審査を調整し、同時に以下の9番目の行政審査を取消している。以下9項目の詳細をご参照ください。

行政審査が取消しとなった項目

番号	項目の名前	根拠	実施機関
1	休業と復業の税務登録の批准	国務院令[2002]362号、税務徴収管理法実施細則	税務機関
2	企業が一括技術開発費を要求することに対する批准	国弁発[2004]62号文(以下「62号通達」)、一部の非行政審査項目を保留することに関する通達	国家税務総局或いは権限を授けられた省レベル税務機関
3	外国企業が優遇利息により国内企業に融資する際の源泉所得税免除に対する批准	「62号通達」	税務機関
4	道路貨物運輸業の発票代理発行にかかわる納税者資格の批准	「62号通達」	主管地方税務局
5	国務院の認可を得て成立した企業集団が企業所得税を一括納付することに関する批准	「62号通達」	国家税務総局
6	外国政府、非営利団体が中国で代表機関を設立する際の免税に関する批准	「62号通達」と国発「2007」33号文(以下、「33号通達」)、即ち第四回行政審査項目を撤廃と調整する決定	省レベル国家税務局
7	資産損失の企業所得税での損金算入に関する批准	「62号通達」	納税者が所在する地方主管税務機関の上級税務機関
8	国家銀行と金融機関が国外で発行する債券の利息が優遇利息基準を満たした場合の所得税免税に関する批准	「62号通達」と「33号通達」	省レベル国家税務局
9	輸出業務が新たに追加された企業に対する税金還付に関する批准	国税発「2003」139号文、輸出物品の退(免)税に関する若干問題の通達、国家税務総局公告「2012」24号により廃止された。	当該項目は52号通達の行政審査が不要である項目の範囲に含まれていない。国務院の要求に基づき国家税務総局より発行。

行政審査の権限が調整された項目

番号	項目の名前	根拠	実施機関	移管後の実施機関
1	増値税専用発票(増値税コントロールシステム)最高発票額の認可	国务院令「2004」412号、行政審査が必要となった項目に行政認可に関する決定	県以上の税務機関	区、県レベルの税務機関

所見

9号通達は各レベルの税務機関が既に行政審査を取消した項目に対して、52通達発行後に批准する必要はないことを強調した。同時に、9号通達では各レベルの税務機関では事後追跡管理及び監督作業を制定することで一連の作業を強化するべきであることを指摘している。納税者は各地方税務機関より発行される関連通達に留意することが望まれる。

3. ネット発票管理弁法(国家税務総局令[2013]30号)

概要

ネット発票の発行および使用の規範化を目的とし、国家税務総局は2013年2月25日、国家税務総局令[2013] 30号(以下、「30号通達」)を発表し、ネット発票管理弁法(以下、「ネット発票弁法」)を公布した。施行日は2013年4月1日。

ネット発票弁法の主な内容は以下の通り。

項目	規定
適用性	中華人民共和国国内のネット発票管理システムにより発票を発行する企業等および個人が、ネット発票管理システムのユーザー登録、ネット上での発票受領、オンライン発行、転送、検査、取消しなどを行う場合に適用する。
定義	ネット発票弁法に定めるネット発票とは、国家税務総局の統一基準に合致し、国家税務総局及び省、自治区、直轄市の国家税務局、地方税務局のネット発票管理システムを通じて発行される発票をいう。
登記事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税務機関は発票を発行した企業等および個人の経営状況に基づき、オンラインで発行するネット発票の種類、業種、発行限度額などの内容を査定しなければならない。 ▶ 発票を発行する企業等および個人がネット発票査定内容を変更する必要がある場合、税務機関に対し変更申請を行うことができる。 ▶ 発票を発行する企業等および個人は、変更または税務登記抹消手続を行うと同時に、ネット発票管理システムのユーザー変更、抹消手続を行い、且つ未使用の発票を返納しなければならない。

項目	規定
ネット発票の発行	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発票を発行する企業等および個人がネット発票を発行するには、ネット発票管理システムに登録しなければならず、発票の関連内容とデータを事実に基づき正確に記入し、確認および保存の上、発票を印刷すべきである。 ▶ 発票を発行する企業等および個人が赤字発票を発行する(即ち、売上の相殺を行う)必要がある場合、必ず全ての発行済みネット発票一式を回収し、または発票受領者が発行する有効証明を取得した上で、ネット発票管理システムを通じて赤字ネット発票を発行しなければならない。 ▶ 発票を発行する企業等および個人が、発行したネット発票を廃棄する場合、全ての発行済みネット発票一式を回収し、「廃棄」と明記し、且つネット発票管理システムを通じて発票の廃棄処理を行わなければならない。 ▶ 発票を発行する企業等および個人は、ネットワーク障害の発生により、ネット発票が発行できない場合、発票をオフラインで発行することができる。発票を発行した後、発行情報を変更してはならず、且つ48時間以内に発行情報をアップロードしなければならない。 ▶ 発票を発行する企業等および個人は、必ず事実に基づきネット発票を発行しなければならず、ネット発票を利用して、又貸し、譲渡、虚偽発行およびその他の違法行為を行ってはならない。 ▶ 税務機関は、国家税務総局の規定に基づき、企業等に、ネット発票管理システムによるネット発票代理発行を委託することができる。
ネット発票の取得	<p>企業等および個人はネット発票を取得した場合には、直ちにネット発票情報の真実性、完全性を調査、検証しなければならない。規定に合致しない発票は、財務処理の証憑としてはならず、いかなる企業等および個人も受取りを拒否する権利を有する。</p>
その他	<p>発票を発行する企業等および個人が本弁法の規定に違反した場合、『中華人民共和国発票管理弁法』の関連規定に基づき処理する。</p>

所見

国家発展および改革委員会(以下、「発改委」、財政部、商務部、中国人民銀行、税関総署、国家工商行政管理総局及び国家税務総局等の8つの中央政府部門は2012年2月6日、共同で発改弁高技[2012]226号通達(以下、「226号通達」)を公布し、北京、上海、深セン等の22都市で、国家電子ビジネスモデル都市建設計画を展開すると発表した。主な計画の一つは、電子商取引、オンラインによる支払、物流情報におけるネット(電子)発票適用試行地域の拡大である。ネット発票弁法の公布は中国全土における、管理システムに基づくネット発票の発行を更に促進する。ネット発票の普及により、異なる分野において納税者および税務機関に対し、以下の便益をもたらすことが期待される。

- ▶ 税務局および納税者のコスト削減
- ▶ 健全な管理システムの構築による、発票の偽造、規定に合致しない発票の発行および申告データの誤り等の紙ベースの発票において存在する問題の解決ならびに国家税収の安定確保
- ▶ 電子商取引の監督管理および消費者の権利保護
- ▶ 環境保護

30号通達およびネット発票弁法の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/flfg/2013-03/07/content_2348133.htm

226号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zwgk/2012-02/17/content_2069604.htm

4. 『国家税務総局の納税者権利保護業務の強化に関する通達』(税総発[2013]15号)

概要

国家税務総局は、2013年2月8日、納税者権利保護業務の強化に関する通達を公布した。15号通達の主な内容は以下のとおり。

- ▶ 12366納税ホットラインサービスおよび関連資料の説明等の様々な方法を通じた税務行政管理の透明性の推進
- ▶ 税務局および納税者との関係の改善
- ▶ 行政審査許可制度改革および税務サービスの効率向上の促進による、納税者の行政コストの低減
- ▶ 納税者の機密保持、救済ルートの確保、および納税者権利保護のプラットフォームの構築

15号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12235831.html>

5. その他の通達

- ▶ 「増値税試行期間における航空運輸業に対する増値税徴収管理暫行弁法」の公布に関する通達(国家税務総局公告[2013]7号)
- ▶ 「企業+農家」の経営モデルにおける家畜等の販売収入に対する増値税に関する通達(国家税務総局公告[2013]8号)
- ▶ 科学技術類民営非企業単位の科学研究および教育教材を輸入する際の免税資格審査認定に対する行政措置に関する通知(国科発政「2013」52号)

商務法規

1. 2013年の外商投資企業に対する合同年度調査の開始に関する通知(商資函「2013」84号)

国家工商総局で登記された企業に対する年度調査に関する公告

概要

2013年2月21日に、国家6部門の委員会、即ち商務部、財務部、国家税務総局、国家工商行政管理総局、国家統計局及び国家外貨管理局は共同発表で商資函「2013」84号を公布し、2013年外商投資企業に対する合同年度調査の実施を発表した。

商資函「2013」84号は、中国国内で設立・登記し、法人資格を取得した全ての外商投資企業に対して、2013年3月1日から2013年6月30日までに展開される2013年の合同年度調査に参加することを要求した。また、商資函「2013」84号は、ペーパーレスの年度調査を提唱し、企業に情報やデータの提出を専門家に委託するよう促す。

その後2013年2月25日に、国家工商行政管理総局が管理する登録局も登記された企業に対して年度調査に関する公告を公布した。商資函「2013」84号と同様に、国家工商総局で登記された企業の年度調査の参加期間も2013年3月1日から2013年6月30日までである。

企業は地方政府機関が公布した、或いはこれから公布する年度調査通知を詳しく読み、関連要求に合致するか否かを確認すべきである。また、疑問がある場合には、専門家に相談することをお勧めする。

2. その他の通達

- ▶ 2013年版中小企業に対する公共科学技術サービスプラットフォームの発展のための輸入原材料の免税申請開始に関する通達(工信企函[2012]94号)
- ▶ 「台湾投資者による第三国を介する投資認定暫行弁法」に関する通達(商務部および国务院台湾事務室公告[2013]12号)
- ▶ 規定および法定文書の廃止、失効ならびに改正に関する通達(国家発展および改革委員会令[2012]18号)
- ▶ 地方企業の国外投資計画に必要な事務手続きを更に簡略化するための試験的な運営に関する通知(発改外資「2012」3589号)
- ▶ 「産業構造調整指導目次(2011年版)」の関連条項の修正に関する決定(国家発展と改革委員会令「2013」21号)
- ▶ 一部の行政認可項目の修正に関する通知(工信庁通「2013」10号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京			舟本 孝史	監査	
			takashi.funamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-2064
高浜 学	税務・移転価格		三井 貴子	監査	
manabu.takahama@cn.ey.com		+86-10-5815-2834	mitsui.takako@cn.ey.com		+86-21-2228-4412
小谷 将也	監査		金杉 喜文	監査	
masaya.kotani@cn.ey.com		+86-10-5815-3350	takashi.funamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-2064
天野 智博	監査		岡本 卓也	監査	
chihiro.amano@cn.ey.com		+86-10-5815-2225	takuya.okamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-6466
平澤 尚子	税務・移転価格		篠崎 洋樹	税務	
naoko.hirasawa@cn.ey.com		+86-10-5815-2115	hiroki.shinozaki@cn.ey.com		+86-21-2228-3029
大連			久保田 順一	M&A	
			junichi.kubota@cn.ey.com		+86-21-2228-4749
佐々木 大	監査		広州		
dai.sasaki@cn.ey.com		+86-411-8252-8999	長内 幸浩	監査	
天津			yukihiro.osanai@cn.ey.com		+86-20-2881-2675
町田 太郎	税務・移転価格		冨永 和晃	税務	
taro.machida@cn.ey.com		+86-22-5819-3583	kazuaki.tominaga@cn.ey.com		+86-20-2838-1456
上海			内野 健志	監査	
木村 修	監査		takeshi.uchino@cn.ey.com		+86-20-2881-2720
yoshimi.kimura@cn.ey.com		+86-21-2228-3003	深圳		
坂出 加奈	税務・移転価格		小林 秀誉	監査	
kana.sakaide@cn.ey.com		+86-21-2228-2289	hidetaka.kobayashi@cn.ey.com		+86-755-2502-8101
高橋 臣一	監査		玉城 正勝	監査	
shinichi.takahashi@cn.ey.com		+86-21-2228-2740	masa.tamashiro@cn.ey.com		+86-755-2502-8192
江 海峰	金融				
alex.jiang@cn.ey.com		+86-21-2228-2963			
顧 崢	監査				
sharry.gu@cn.ey.com		+86-21-2228-2367			

香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902
水永 真太郎	金融	
shintaro.mizunaga@hk.ey.com		+852-2849-9395

東京

新日本アーンストアンド ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケッツ本部JBS部

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131
中村 精潤	中国ビジネス一般	
nakamura-kyhr@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131
松原 充哉	中国ビジネス一般	
matsubara-mtsy@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2013 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no.03002746

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china